

令和5年第1回士別市議会定例会会議録（第4号）

令和5年3月9日（木曜日）

午前10時00分開議

午前11時51分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

---

出席議員（15名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	14番	山居 忠彰 君
議長	15番	井上 久嗣 君		

---

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民自治部長	藪 中 晃 宏 君
健康福祉部長	東川 晃 宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設水道部長	千葉 靖紀 君		

---

教育委員会 教育委員長	中峰 寿彰 君	教育委員会 生涯学習部長	三上 正洋 君
----------------	---------	-----------------	---------

---

病院 副院長 事業 業者	三好 信之 君	経営管理部長	中舘 佳嗣 君
-----------------------	---------	--------	---------

---

監査委員 浅利知充君

監査委員  
局長

四ツ辻 秀和君

---

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長  
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長  
議総務課主任 中井 聖子君

議総務課主任  
議総務課主任

駒井 靖亮君

---

(午前10時00分開議)

○議長（井上久嗣君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（井上久嗣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

---

○議長（井上久嗣君） それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第3号から議案第20号までの令和5年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案18案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑を続行いたします。

6番 奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君） 令和5年第1回定例会に当たり、通告に従いまして大綱質疑を行います。

まず、市政執行方針、魅力と活気あふれるまちづくりに関連してお伺いいたします。

市政執行方針、市政運営の基本的な考え方に、新年度におきましては引き続き感染防止対策をしっかりと行った上で、多くの市民の皆様生きがいを感じて暮らしていただけるよう、各種イベントや交流事業の再開に取り組みますとされました。また、第2章魅力と活気あふれるまちづくりの分野では、ビートまつりの開催や観光イベント、料理イベントについても触れられているところです。

令和5年度は、周知のとおり、また本定例会で質疑もされているとおり、新型コロナウイルス感染症が5類になると言われる年度を迎えます。新たなイベントも企画されており、楽しみにされている市民も多くいらっしゃいます。

5年度、新たにまた企画されるイベントに私はまちを挙げて目玉イベントとして集約できるものはして大規模にしてはという思いで質問をいたします。

コロナ禍前を振り返りまして、これまでも士別市で開催されるイベントは多種多様にわたり開催されてきました。ただし一方では、それぞれのイベント関係者が少なくなり、複数の運営に関わる方々からは、今後の運営について危惧される声もあったところです。それから3年が経過いたしました。一部イベントでは中止の判断を余儀なくされるもの、工夫を凝らし、運営の見直しを行ったもの、また、コロナ禍では密を避けるため、密集しないように配慮されることが多くありました。

今後開催されるイベントの規模にもよりますが、マンパワーも必要ですし、財源も必要となると考えております。イベント当日は、あっという間に終わってしまうのですが、準備段階では、会議や関係機関との調整、終了後には片づけも含め多くの関係者の方々の協力の下、開催

されていることと思います。

自分自身も、市の職員として勤めているときは業務として、またボランティアで関わらせていただいたこともございます。子供たちと企画運営をしておりましたわんぱくフェスティバルでは、子供たちが企画運営をするんですが、子供たちも来てくださる来場者の方々に笑顔になってほしいという、きちんとそういう目的を持って行っておりましたし、私もそのような思いで関わらせていただいております。また、まちを盛り上げたい有志の方々の熱意ですとか、様々もっとよりよいものにしたいという思いですとか、もっと広範な方々にこのことを知ってほしいといういろんな様々な思い、自分自身も経験をさせていただいてきました。

そんな中、隣町であります幌加内町のそば祭りを一例に申し上げたいんですが、昨年で27回を迎える歴史あるイベントではありますが、まちを挙げて行っており、幌加内町のホームページのほうにも開催概要に始まりまして、特徴ですとか開催実績までが記載をされております。

一部抜粋する形で御紹介をさせていただきたいと思うのですが、幌加内町そば祭り実行委員会が主催をしております。本イベントは全国一のそばの作付面積と生産量を誇る日本最寒の地、北海道幌加内町の活性化を図るため町民一丸となり、通年観光及び地場産業等の地域振興を図り、魅力あるまちづくりを展開することを目的としています。人口1,300人の小さな町に、毎年2日間で4万人の人が訪れるほど注目度の高いイベント。日本一のそばの町幌加内を堪能できるイベントであること。来場者でいけば、平成6年の第1回には5,300人、平成25年には日本そば博覧会世界そばフェスタを同時開催いたしまして6万8,500人、コロナ禍の令和2年、3年は開催を見送っておりましたが、4年には4万人と多くの集客があったところです。

さて、1点目といたしまして、今後のイベントの在り方ということで伺いたいと思います。

今後、まちを挙げて目玉イベントとして集約できるものはして大規模にしていくという構想はありますでしょうか。また、イベントを開催するだけで、魅力発信ですとかそういったことが完結するわけではないんですが、士別市には食や観光、魅力がたくさんございます。市民の皆様にも、実は士別のものも誇れるということをやはりもっと知っていただきたい。再認識も含め知っていただきたいですし、市外から訪れる方にもこの士別のよさを知っていただきたいと思っております。

そして2点目といたしましては、集客のために新たな試みというものは検討されているのかという点について伺いをいたします。

昨年の大綱質疑にて、真保議員が観光やイベントに関して行政がどう関わっていくのかという質問をいたしました。実行委員会等に対し、資金的支援や人的支援、SNS等を含めた情報発信にも触れた答弁があったところです。仮に、大規模イベントを開催する際、もちろん駐車場の確保ですとか、駐車場が狭い場合、交通の利便性の向上として例としてですがシャトルバスのような足の確保という観点で配慮はできないものなのかという点。士別市内でも温根別から朝日、そして川西、多寄と広範囲でございます。市民の方々が足を運びやすいような、そんな配慮がないのかという点、この点について触れて質問を終わりたいと思います。よろしくお

願いたします。

○議長（井上久嗣君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 私のほうから、今後のイベントの在り方についての中での、イベントの集約、あるいは大規模にしていく構想ということでございます。

議員もおっしゃるように、一般的にイベントの開催においては実行委員会などで開催形式、あるいは実施内容を検討されてきていると捉えているところです。

そのような中にはありますが、マンパワーと担い手の高齢化といった課題解決として、本市のイベントとして大きなものであります産業フェアと、天塩川源流まつりを合わせた規模の大きなイベントの開催、こういったことを各団体とも協議を行った経過も実はございます。しかしながら、これらのイベントについては、やはり開催する目的、あるいは開催時期、そしてこれまで実施してきた経過や背景も違い、そこに関わる人たちの思いもあることから、イベントの集約には至っていない状況でございます。

今後のイベント開催におきましては、御承知のようにコロナが完全に収束したわけではないことですから、引き続き感染対策などの視点を持ちつつ、関わる人たちのつながりやイベントを楽しむ人たちが会場に集まるなどのにぎわいづくりも、これはまちづくりの一つとして重要であると捉え、その時々状況に合わせた対応としていくべきと考えるところでございます。

また、大規模なイベントの開催に関しては、本市のPRとしては効果が大きいと考えているところです。これらに合わせて、市外からの誘客にもつながるものと考えているところでもございます。

冒頭に申し上げましたが、イベントごとの目的や背景などの違いから、単に集約することは難しいという問題はあると思いますが、マンパワーや担い手の高齢化といった開催する上での課題もあることから、引き続き関係団体等との協議は必要と考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○議長（井上久嗣君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） 私から、集客のために行う新たな試みにつきましてお答えしたいと思います。

これまで実施してきた産業フェア、それから天塩川源流まつりにつきましては、水郷公園や中央公園、あとは市役所の駐車場を利用することで自家用車や徒歩による来場が多かったと考えております。

ただ、岩尾内湖水まつりとか、遠方でやる場合につきましてはシャトルバスを利用してきたというような経過があります。しかし、利用者の減少などにより現在は利用していないところです。

産業フェアにおきましては、公共交通の定期便を利用して会場に来る際に、事前に新聞折り込みでチラシを配布させていただいて、その中にバス無料乗車券をつけさせていただいているような、そういった取組もしているところですが、利用者の数は少ない状況になっています。

会場までの距離が遠い場合、それから駐車場が狭い場合など、シャトルバスの活用が効果的な場合もあると考えておりますが、現状では先ほど経済部長からも答弁したとおり、イベントを集約して大規模化する予定はないこととなりますが、今後も駐車場の確保とかそういった適切なイベントの開催に努めていければと考えているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 続いて2つ目の質問のほうに移ってまいりたいと思います。

福祉施設の虐待についてであります。

子供につきましては、市政執行方針の中において家庭児童相談室が担う要保護児童や虐待への対応を担うこと、また来年4月にはこども家庭センターの設置とその相談窓口ができていますので、対応していただいているということを承知しております。一方で、残念ながら道内におきまして虐待案件が多発されていると報道されたことで、市民の方々から士別市内の状況はどうかといった心配される声が寄せられているところです。

一連の虐待発覚を受けまして、北海道は道内の障害者支援施設と高齢者施設に対し、虐待に関する緊急の実態調査を行うとのことでしたが、ここ数年続いたコロナ禍により、面会や外部からの目が少なかったことが原因とも言われているところでもあります。

高齢化が進む日本では、高齢者に対する介護需要が高まると同時に虐待が増加しており、平成17年に高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待防止法が成立をしております。平成18年4月1日から施行されております。

虐待という言葉を書きますと、身体的虐待のことをイメージされがちではありますが、言葉の暴力ですとか脅迫行為、侮辱行為、無視、そのほか嫌がらせなどにより精神的な苦痛を与える心理的虐待や介護放棄、本人の合意なしに財産を使用した場合ですとか、お金を渡さないなどの行為は経済的虐待に当たるとされています。高齢者虐待防止法第4条には、国民の責務として、国民は高齢者虐待の防止、擁護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならないと努力義務があることも記されております。

まず1点目といたしまして、士別市内の入所が行われる施設の設置状況や虐待に関する相談体制についてどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

また、虐待と言いましても、先ほど申し上げたように様々なケースが想定されます。仮に虐待があった場合には、どのような流れで虐待の終結に向かわれるのか。2点目として、行政が行う指導についてお知らせをいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（井上久嗣君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 福祉施設での虐待についてお答えさせていただきます。

初めに、市内の入所施設の設置状況についてです。士別市内に入所できる施設としましては、

介護保険施設として合計16か所。内訳は、コスモス苑をはじめとする特別養護老人ホームや介護老人保健施設が4か所。桜丘荘をはじめとするいわゆる老人ホームと区分される施設が7か所。これらは北海道などから指定を受け、指定管理を含め、民間の事業所が運営を行っているところになります。そのほか、市が指定するグループホームが5か所設置されております。

次に、障害の施設としては合計9か所設置されてございます。内訳は、北海道から指定を受けている施設として入所施設が1か所、そのほかグループホームが8か所となっています。

障害と介護の相談体制についてですが、まず高齢者虐待の相談窓口としては、市地域包括支援センターが挙げられます。次に、道が設置している北海道高齢者虐待防止相談支援センター。そのほかには、北海道国民健康保険団体連合会が設置している介護サービスに対する苦情相談窓口があります。

次に、障害者の虐待の相談窓口としてですが、市福祉課に設置されている障害者虐待防止センターが挙げられます。次に、基幹相談支援センターがございまして。また、北海道に設置されております北海道障がい者権利擁護センターや、北海道社会福祉協議会に設置されております北海道福祉サービス運営適正化委員会において、福祉サービスの苦情相談窓口が設置されております。

このほか、警察や医療機関、利用している介護や障害に関連する事業所から、虐待が疑わしい場合には、市に対して通報が行われることとなっております。相談窓口と併せて連絡体制を整えているところになります。

次に、行政が行う指導等についてです。虐待発生時の具体的な対応についてですが、介護保険施設、障害者施設いずれの場合でも具体的な対応の流れとして、相談窓口や関係機関を通して通報を受けた場合には、まずは介護保険課、または福祉課の職員が入所者や関係する職員、施設管理者等に聞き取り調査を実施いたします。

次に、虐待が介護保険施設であった場合には介護保険課と地域包括ケア推進課で、また、障害者施設であった場合には福祉課がそれぞれ会議を開催するということとなります。この会議においては、調査した内容から、虐待の有無や疑いなどの事実確認のほか、緊急性があるか、また対応方法などを検討し、事件性が疑われる場合には警察に通報するなど、必要に応じてその他の関係機関とも連携を図りながら、虐待の解消に向けて事業所と協議や指導を行うということになります。

次に、行政が行う指導についてです。行政が行う指導については、大きく分けて2つあります。その一つにまず指定権者としての行政指導があり、施設の種類によって、北海道の場合と士別市の場合がありますが、いずれの場合においても、調査内容に基づき職員に対する研修や人員体制の整備など改善を要する場合やその度合いにより、勧告や命令を行うということになります。

また、もう一つには指定権者とは別に市が行う指導があります。これについては法的な強制力はありませんが、要因を分析し、事業所と一緒に課題を解決すべく研修機会を設けたり未然

に防ぐ取組を促すことで、施設の在り方を振り返る機会や再発防止となるよう協議を進めていくということになります。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 以上で、奥山議員の質疑を終了いたします。

11番 谷 守議員。

○11番（谷 守君） 令和5年第1回定例会に当たり、大綱質疑をさせていただきます。

1点目は、令和5年度予算案についてお聞きいたします。まず、相対的な考え方ということで、水道料金の軽減策について確認したいと思います。

昨年12月の消費者物価指数は4%と41年ぶりの高水準を記録し、本年もこれから4月にかけて電気料金や7,000品目を超える飲食料品の値上げが予定されております。このような状況の中、さらに厳しさを増す市民生活や市内事業者の経営状況を鑑み、新年度予算では、水道料金改定の軽減策を1年間延期することが盛り込まれました。1月に士別市議会で行った市民との意見交換会でも、この件についての要望が多く、今回の判断は、皆が一様に納得のいくものと思うところです。

そこで、1年間限りの軽減策ということですが、改めて昨年お話のあった一般会計繰入協定の見直しはいつから行われるのでしょうか。地方公営企業法第17条の2において規定する項目以外の繰入基準の見直しは、今回の政策判断だったと思いますが、いずれにしても早期の新たな繰出し基準の見直しの確立と、本来、受益者負担を原則とした独立採算制を採用している水道事業による市民理解を、今後一層深めていくことが肝要であると思いますが、この点について、まず本市の考えを確認したいと思います。

次に、昨年の第4回定例会において、国の施策である人への投資に関連する本市の5年度の新規事業として、どんなものがあるのか伺ったときに、医療介護連携ネットワーク事業と奨学金返還支援事業に取り組む旨の答弁があり、その答弁のとおり、新年度予算にも計上されておりますので、このそれぞれの事業について、ここで確認したいと思います。

まず、医療介護連携ネットワーク事業についてです。まちづくり総合計画の基本目標に沿った市長の市政執行方針第1章、健やかで豊かな心を育むまちづくりの福祉、介護、社会保障の中では次のように記されております。新たに導入した電子カルテシステムにより、医療、介護、生活支援を一体とした地域包括ケアシステム構築の基盤として活用するべく、さらなる情報連携を深めていき、加えてその深化に向けてはICTを活用したネットワークシステムの導入による医療と介護の連携を2か年計画で進め、新年度は市内の医療機関や介護サービス事業所と現在の課題やシステム構築に向けて意見交換を行うとあります。そこで、この事業の目的、ここに至るまでの経過とこれからの課題、そして、この事業の効果などを簡潔に説明いただきたいと思います。

あわせて、これは2か年間の事業ということですが、今後のスケジュールもお示しいただきたいと思います。

次に、奨学金返還支援事業についてお聞きします。

この事業も、執行方針のまちづくり総合計画、第3章、市民の力で未来へ歩むまちづくりの地域間交流移住の中で、市内に居住し働く若者を対象に返還する奨学金を支援する制度を創設し、若者の定住及びU J Iターンを推進するとあります。そこでこの事業についても、事業目的、事業内容やその考え方等について説明いただきたいと思います。

加えて、これは4月からのスタートとなり、市民周知も急がれるかと思いますが、その対応についても言及いただきたいと思います。

以上をお聞きし、最初の質問を終わります。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から、水道事業に関することについて御答弁申し上げます。

水道料金軽減策の1年延長ということでもありますけれども、予算の提案説明でも申し上げましたとおり、現下におけるエネルギー価格や物価高騰等のこれによる市民や事業者への影響を鑑みの中で、この令和5年度限りの措置として実施するものであります。

その後におきましては、水道事業、これ独自採算性でありますので、本来の料金収入でもって経営をしていくということになります。ただ、今後受益者の減少が見込まれる中で、管でありますとか施設の更新など、費用もかさんでまいります。こうしたものを、独立採算制の原則だけで進めていくということになると、負担も増加していく一方だということになってまいります。このため、この一般会計からの水道事業に対する繰出し、これについて見直しを行うということにさせていただきます。これは6年度に、下水道事業が公営企業法の適用になるということに合わせまして、この水道事業と下水道事業との相対的な一般会計からの繰出しの在り方について見直しを行うということにしております。時期については、5年度のできるだけ早い段階でこれは議会のほうに、お示ししたいと考えております。

また、市民理解も必要ではないかということでお話がありました。これはそのとおりだと考えております。市民理解を深めるために、会計の仕組みでありますとか、その収益的収支の状況でありますとか、こういったものについて広報活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（井上久嗣君） 岡田地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（岡田英俊君） 私から、医療介護連携ネットワーク事業についてお答えします。

初めに、事業の目的についてですが、地域包括ケアシステムの深化を目指した情報連携基盤の構築と、高齢者の生活を支えるために医療、介護、地域包括支援センターなど相互の情報共有による連携強化を図り、継続した質の高いケアの提供を目指しております。

また個人情報の厳重な保護の下、診療介護情報を地域の医療と介護関係機関で共有し、円滑な連携により、関係機関の省力化と患者利用サービスの向上を図ることを目的としています。

導入に至った経緯と課題につきましては、平成26年度以降、医療と介護関係機関の連携に向け、連携の必要性に関するアンケート調査や開業医等を含む医療職に地域ケア会議の参加を働

きかけ、それぞれが抱える個別課題の洗い出しを行いました。

その結果、利用者が自分の病名などを把握していないケースがあるため、担当ケアマネが適切なアセスメントを行えない。医療側は、患者がどのような介護サービスを受けているかわからないなどの課題が明らかとなり、介護情報を一括管理できる連携手帳と関係機関が情報共有するための連携ツールを作成し、医療と介護の連携を図っていくことを確認しました。

その活用時期、周知方法、予算等についてさらに協議を進め、平成29年に市立病院との連携シート、30年から開業医との連携シート及び関係機関一覧の作成、加えて令和元年度から利用者へ連携手帳を配布し、医療介護連携の運用を開始いたしました。運用開始後、連携シートについて、関係機関から有用性のあるものとして一定の評価を得たものの、紙ベースでのやり取りとなるため、電話による時間調整と対面による手渡しなど、手間と時間経過による関係機関職員の負担などの課題が新たに見出され、解決に向けて再度検討が必要であると確認いたしました。

そこで、課題解決となり得る手段として、医療介護連携ネットワークシステム導入の検討について進めていくことといたしました。医療情報連携に重要な患者情報のデータ化となる電子カルテシステムが必須と考えていたところ、そのシステム整備がなされていなかったため、導入を見送っていました。しかし、4年度において、市立病院で電子カルテシステムが導入され、5年2月から運用が開始されることを受け、ネットワークシステムの導入について再度検討を深めていくこととし、今回の事業実施に至りました。

システム導入による効果につきましては、まず、システムの概要について触れますが、現在、上川北部圏域で医療情報連携に活用しているポラリスネットワークに接続でき、画像等の添付が可能なチャット機能つきの介護連携システムの導入を考えており、医療と介護情報の連携が可能なシステムの構築によって、ペーパーレスによる経費の節減、関係職員間の対面の機会が最小限となることなどから、業務の効率化が図られると考えております。さらに、関係機関間のコミュニケーションツールの強化が図られ、患者、利用者への適切なケアの提供により、診療、介護サービスの向上が期待されます。

今後のスケジュールですが、システム導入の時期については翌年度を予定しており、導入前年となる5年度には、補助率10分の10以内となっている北海道の補助事業であります地域医療情報連携ネットワーク導入アドバイザー事業を活用し、地域包括ケアシステム等の専門知識を持った有識者に委託してセミナーやグループワークを重ね、現状での課題整理や導入に向けて意思確認をした上で、充実したシステムの構築を目指します。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 増田企画課長。

○企画課長（増田晶彦君） 私から、奨学金返還支援事業についてお答えいたします。

まず本事業の目的でございますが、本市における人口減少、それから少子高齢化というものにつきましては、全国の地方都市と同様に大きな課題となっている現状でございます。こうし

たことを受けまして、市内における若者の就業及び定着を目指すとともに、U I J ターンを促進し就労人口の確保に努めていくために本事業の実施を行うものでございます。

事業の概要についてでございますが、大学や高等学校等を卒業後に市内で就業し、地域に定着した若者を対象としまして、在学中に借り入れました奨学金を返還するために要する経費について補助をするものでございます。また、本事業に要する経費につきましては、特別交付税により5割が補填されるというものでございます。

補助の対象となる奨学金についてですが、独立行政法人日本学生支援機構によります奨学金と本市独自の土別市奨学金を対象として考えてございます。補助対象となる方の主な要件についてですが、まず本年4月以降に新たに市内事業所に正規社員、または常用雇用として就業する方、また自営業も含めるということで考えておりますが、公務員につきましては国の交付税の対象から外れるために除外させていただきたいと考えております。次に、市内に住民登録があり、実際に居住している方。それから大学や大学院、短期大学、専門学校、専修学校及び高等学校の在学中に対象となる奨学金を借入れしており、実際に返還をする方。そして、補助を受ける年度当初において、33歳未満の方という4つの条件を想定しているところでございます。

実際の補助額及び期間についてでございますが、返還した奨学金の返還相当額に対しまして、月額2万円を上限に最大で10年間、120か月分、最大で240万円の補助をする考えでございます。

それから4月以降の市民への周知についてであります。予算が確定後、素早い時期に市ホームページや広報などを通じて制度を周知していきたいと考えております。

前述しましたように、特別交付税の措置対象となりますことから、事前に道との協議が若干必要となっておりますので、協議終了の後、速やかな周知、それから対象者の募集を行ってきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 再質問させていただきます。何点か確認したいと思います。

まず、前段で確認させていただきました水道料の関係なんですけれども、令和5年度の中で練っていくという中で、これちょっと考え方なんですけれども、繰り入れる分としては、もう既に昨年の中で改定分22.6%の改定をするということで決まっていますので、一つ誤解もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その繰入基準の見直しによってその改定率は下がるという認識ではないと思うんですけれども、その辺の確認。つまり、これ4年ごとの見直しをされている形の中で、今後の水道事業の将来的なものも考えた中での繰入基準の見直しをしていくんだろうと思うんですけれども、その辺をちょっと確認したいなと思います。要するに、繰入基準の見直しによって、また来年の4月から22.6%の上がる分が上がらないと認識があるかと思うんですが、その点について、ちょっと確認がまず1点。

それと、奨学金の返還支援についてもちょっと確認したいと思うんですけれども、この事業は近年どこの自治体でも進めている自治体が増えておりまして、ある程度パイの取り合いでな

いかと想像しております。そういう意味では、本市でも5年度からの取組ということは期待できると思います。それでなおかつ内容について、今、伺いましたところ、月額で上限が2万円、10年の補助で最高1人につき240万円の補助ということで、これは自分も近隣の旭川市や何かの取組を見てもみたら、御本人が借りている返還額の毎月の2分の1が上限。そして3年を限度としているので、金額としては30万円程度のもの、多くても50万円ぐらいになるんじゃないかなと思うんですけども、それから見れば破格の、破格というか逆に大丈夫かというような心配するぐらいの補助になっていると思うんですけども。そこで、先ほど周知の方法になるんですけども、ちょっと触れられたかどうか、これはそういった背景のものですから、市民周知のほかには近隣の高校への周知ですとか、あと市内事業者への周知も一緒にされていったらいいんじゃないかなと思います。

事業所についても、今、人員確保、優秀な人材を確保するという意味でそういったものもあるということもアピールしながら、今の中の人件費を上げていくという底上げの中で、官民連携の中で取り組んでいただければなと思って聞いたところです。

そこで、この奨学金についての質問になるんですけども、補助を受ける対象年齢が33歳未満とされている理由をもう少し説明いただきたいということと、本市の奨学金制度もその該当になっているという点について、その理由等について言及いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井上久嗣君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 水道の部分についてお答えします。

水道事業、10年間の運営戦略を立てて経営をしております。その10年間の中で、次の見直しといったものと考えているところでありまして、その運営手法、これおおよそ1億円を持っていく中で運営していこうというようなことで、今、考えておりまして。ですから今回その繰出し基準を見直すということになったとしても、昨年10月に改定させていただきました、その水道料金、その改定率というのは変わらないということになります。

○議長（井上久嗣君） 増田課長。

○企画課長（増田晶彦君） 再質問にお答えいたします。

初めに、年齢基準を33歳未満とした考えについてですが、大学卒業後の奨学金返還というところを考えた際に、現在の男性の結婚の初婚の年齢がおおむね30歳と言われております。本市で就職し、この方が定着するということを考えて際に、この方が結婚をし、それからお子さんが生まれれば、まず定着していただけるのではないかということ想定する中で、33歳未満ということでおおむね10年というところを考えたところです。女性の初婚年齢についてもほぼ同等の年数ということもありましたので、33歳未満というところで設定をさせていただいているところでございます。

それから、本市の奨学金についても対象としたという件についてですが、学生支援機構の奨学金につきましても所得の制限等もあることから、そちらのほうを利用しないで本市の奨学金

を活用している方もいるとも伺っておりますし、高校生からこの奨学金活用している方ということもありますので、そちらにつきましては本市の制度の利用されている方も今申し上げたような理由で対象とすることでUターンを促せればという考えの中で対象とさせていただいているところがございます。

議員のお話の中にも今ありましたとおり、本市の周知につきましては、このうち商工会議所、商工会等関係の機関には周知をするとともに、近隣高校それから大学生への周知等、広範な周知に努めていきたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 2点目は、市立病院事業会計等についてお聞きいたします。

士別市立病院の現況は、人口減少下における入院、外来患者数等の減少、また国の医療制度改革や医師不足の中、言うまでもなく厳しい病院経営を余儀なくされている状況です。

そうした背景の下、名寄市立総合病院との連携、機能強化を進め、急性期から回復期、慢性期を中心とした医療提供体制を整えながら経営改善を図ってきており、その上で地域医療の中核を担い、また市民の命と暮らしを今後いつまでも守っていただきたいと考えることから、今回何点か確認したいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

初めに、士別市立病院改革プランについてです。

現行の計画は、令和3年度から7年度までの5か年の計画として策定されております。これを4年に公立病院経営強化ガイドラインが示されたほか、感染症法の改正により、5年度中に都道府県が策定する第8次医療計画に新感染症に対する対応を明記することとされていたため、本来であれば4年度中に士別市立病院経営強化プランとして策定を予定していたものを、5年度中に新たに策定変更することとあります。

計画策定までは現計画を進めていくことと思いますが、現行のものもしっかりとした計画に見受けられますが、どんな点に変更されるのか等、まずはお示しいただきたいと思います。

次は、4年度の決算見込みについてお聞きいたします。

令和5年度士別市病院会計予算書の中で、4年度の決算見込みも記されているところです。新型コロナウイルス感染症下にて病院事業収益など過大な影響を及ぼしていることが予想されますが、当初予算との比較など、現時点での分析をお伺いいたします。

また、財政健全化実行計画の病院事業での効果額は、4年度からの実績として、その効果額約6,000万円とされておりますが、これは単純に1年計画がずれ込んだ中で計画が進むということで認識してよろしいのか、その点についても確認したいと思います。そして、その上での5年度予算ということで何点かお聞きいたします。

まず、病院医師・看護師修学資金貸付事業についてです。

各会計年度予算説明資料の主な事業として、一番先頭に記載されているところです。現況、医師修学資金については貸付者2名となっておりますが、医師確保が叫ばれる中、いつから具

現化するかなど、状況をお知らせいただきたいと思います。また、看護師についてはここ数年2、3名の貸付者で推移してきておりますが、これは看護師確保事業として計画どおり進んでいるのか、総じて御所見をお聞きしたいと思います。

次に、今後の投資計画等について確認をさせていただきたいと思います。

新年度予算では、外来系統冷房更新工事など設備修繕にかかる費用や診断用エックス線撮影装置の購入費などが予定されております。前述の士別市立病院改革プランでは、計画期間中に想定される主な医療機器更新の記載もあるところですが、これらの医療機器装置の種類や今後の主な設備計画など、金額も含めて分かる範囲でよろしいですので、参考までお知らせいただきたいと思います。

最後に、建物について確認させていただきます。

現状の建物は、昭和62年12月に建築されたとお伺いいたしました。築後36年程度の経過にて法定耐用年数も残り僅かかと思えます。建物の経過とともに、今後の設備更新費用も効果をもたらしながらになると思えます。少子高齢化や人口減少下における病院収益の今後の期待値、そして地域医療構想などを背景とした地域の医療需要に合わせた診療体制を維持するためにも、今後は建て替えも視野に入れながら検討を始める時期と私は考えますが、何かお考えがあるのでしょうか。現時点での御見解を求めます。

以上までの点についてお聞きし、私の大綱質疑を終わります。

○議長（井上久嗣君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 谷議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、病院経営改革プランの関係についてお答えいたします。

市立病院経営の基本方針として、これまで国のガイドラインに沿ったプラン、あるいは市の独自プランとして、平成20年度以降、何度かの見直しを踏まえながらプランを策定しております。現在のプランは、令和3年から7年度までの5か年の計画として策定し、現在、これに沿って病院の経営を行っています。そのプランの中の病院経営の基本と具体的な方針としてですけれども、今は長期入院体制の充実、あるいは在宅医療の充実、それと、名寄市立総合病院との連携強化、機能分化、それと公立診療所、民間医療機関との連携というものを柱にして、これまで病院の経営を行ってきております。

そこで、今回の改定に当たりましては、先ほど議員のほうからもお話ありましたけれども、国のほうは当初、例の厚生省が出しました令和元年9月に、公立公的病院の424病院の再編統合、これの検討を前提としてガイドラインを国のほうで示しますので、それに沿った改革プランを自治体のほうで新たに策定をなささいというような予定だったんですけれども、2年からのコロナ拡大によりまして、国のほう、このガイドラインのほうを先送りいたしまして、この4年度の3月になってから計画期間を9年度までに延長した改革プラン、それを4年、あるいは5年度中に策定をするようにと求めてきております。

今回、この国のガイドラインで今までと違って新しく入りましたのが、大きな方向性として

は地域医療構想を踏まえた役割機能のそれぞれの病院の最適化をうたいなさい。あとは、機能分化、連携強化を入れなさいということで、それについては既に今のプランのほうでも、うちのほうで取り組んでおりますので、それは現行プランのほうを引き継げると考えています。ただ、コロナの関係と、あと医師の働き方改革の関係、これを大きな内容として追加をなさいと。この2点が今回のプランの大きな改定内容になるのかなと考えています。医師の働き方改革につきましては、6年4月から取り組まなきゃいけないわけですがけれども、これ、医師の、結局超勤が多いと、働き過ぎだというのを踏まえまして、これをうちの病院の基準の場合ですと960時間に制限されると。実は、うちの医師のほう調べても960時間、年間の960時間ですから、月80時間の残業。それを超えるような今うちの常勤の医師はいませんので、この部分の対応は特段問題ないかと思っていますけれども、よその病院からの出張で来られている大学の先生、そういった部分の先生などについてはその派遣元の大学のほうでたくさんの残業していると、うちのほうで土日、救急とかやりますと、それが加算されるということで、その部分についての取組が必要になってきます。ただ、これは改革プラン云々かんぬんというよりも、結局労働基本法のほうの問題ですので、プランでどうするというよりも、これは守っていくような体制をつくらなきゃならないと考えています。

問題となりますのが新興感染症に対する新たな取組、これは平時からそういったものに取り組みなさい、今回のコロナに限ったことじゃなくて、新たな感染症が出たときに取り組みなさいと。現在、うちの病院コロナに関しては重点医療機関になっていますけれども、今後新たな感染症出たとき、昨年の暮れに感染症法改正になりまして、新たな感染症が出たときには全ての公立病院、公的病院、その感染症の対応を道との協議によって義務づけるというような厳しい内容の改正になっています。

そんな中で、国のほうは、都道府県のほうにも今年度多分策定されるんですけども、令和6年度からの地域医療計画、それに道のほうでも感染症法の対応を明記しなさいとなっています。当然、公立病院としては、この地域医療計画にうたわれる感染症法の対応に合わせて、自治体のほうもそれを盛り込んだ改革プランにしなければならないと。そういうことで、結局、今の場合でもコロナ病床6床を確保していますけれども、これすら今後どうなっていくのか分からない。5月8日からどうなるか分からないという、非常に先行きが不透明ということで、議員のお話にありましたように、4年に改定の予定を5年のほうに延ばしたというような状況です。

当然、病院の経営、市のほうの財政負担もたくさんありますので、そういった財政収支も大事なわけですがけれども、やはり一番大事なのは病院経営として、市民の方への医療提供をどうしても守っていかなくてはならないということで、その今のプランに沿った基本方針を守りながら、国のほうの動向を踏まえて、今年度中に先ほど申し上げました追加の部分を入れたプランをつくっていきたいと考えております。

○議長（井上久嗣君） 池田経営管理部次長。

○経営管理部次長（池田 亨君） 私からは、令和4年度決算の見込み等についてお答えいたします。

まず、コロナの影響を踏まえた、現状の分析ではございますけれども、4年度もコロナの収束が見られない中で流行が継続してきました。感染拡大も何度かありまして、当院においても、入院患者がそもそも低迷していた中でもクラスターが複数回発生するというようなことになりました。クラスターが発生すると、その間新規の入院を受け入れられない、あるいはさらに看護スタッフ、病院のスタッフの中でも感染者が一定程度発生したり、あるいは家族の感染によって出勤ができないということもありまして、人繰りが困難になってしまったということもあって、11月の末から2階東病棟を当面休止するということになっておりまして、さらに入院患者数の減に直結しているわけです。

そういったことで、収益的には入院患者数が予算では1日118人を見込んでいたわけですが、1月までの実績で約101人ということで大きく下回っています。それで、今定例会の最終日に上程しますけれども、約1億8,000万円の収入減ということで、まず収入の面では大きく減額が予定されています。

反面、外来については、医師が1人増えた、あるいは感染拡大時のコロナ検査もある程度こなしたということもあって、患者数、それから診療単価ともある程度予算どおり順調に来てはいる状態です。

続いて、費用についてですけれども、まず人件費の部分ではいろいろありますけれども、人事院勧告によるもの。あるいは医師、内科の先生が入ったことによる増。それから、医療従事者の処遇改善。あるいは感染症業務手当ということで、コロナ患者を中心に診た場合に出す手当、そういったものが大きく膨らんでおります。それから反面、常勤医が1名増えたことによって、出張医の医師報酬についてはある程度緩和できたものの、あるいは内科医師が1人4月に退職されていますので、その部分でもトータルでいけば約920万円ぐらいの人件費の増ということに見込んでいます。

それから、光熱水費、あるいは給食食材費の価格高騰が約2,000万円ぐらい影響ありますけれども、診療報酬という収入に委ねるために、公定価格であるということからコスト転嫁がままならない、そういったことがありまして厳しい仕組みになっています。なお電気料、それからプロパンガス、重油代、これについては一定の影響額を一般会計からの追加の繰入措置を今回の定例会のほうで、また補正を上程する予定になっております。

トータルとして、4年度の当初予算では、収益的収支で純損失が約6,500万円としていたところですが、12月までのデータでいきますと、予算作成時において純損失約3,700万円のマイナスということで見込んでおります。しかしながら、1月以降にまた、クラスターが複数回発生するなどありまして、これについては収益のさらなる下振れという可能性があります。

一方、コロナ病床確保補助金、これについては4月から9月は協力医療機関として見込んでいますし、10月以降は重点医療機関として指定をされているものですから、それで9,133万円

を、今、交付申請しております。さらに何度かのクラスターになった場合、病院としては感染病床を確保した部分以外での診療を行ってきています。そこは重点医療機関としてのほぼ体制を取ったであろうと評価されて、今、道のほうと協議中でありますけれども、何らかの補填をこれから期待をしているところでもございます。

続いて、財政健全化の病院分の効果の6,000万円のずれ込みという話についてですけれども、3年度の当初計画では150床未満を対象とする不採算地区病院への特別交付税措置ということを踏まえて、当時148床あった病床を128床まで20床減らして、約6,196万円の効果額を見込んでいました。この病床数については、その年度の7月1日が基準日ということでありまして、この128床にするに当たっては、7月1日までに間に合わせるというような縛りもあったところでした。

しかしながら、コロナの影響による患者数の動向、それから病床確保、そういった体制をどう見極めるかということで、7月1日には間に合わなくて、年度末の令和4年3月31日に結果128床ではないんですけれども、133床という形で許可病床を減らす条例改正を議決されたところでした。結果的に3年度の特別交付税の措置には間に合っていないということになります。そして、4年度に向けて、コロナの特別交付税の1床当たりの単価、これがコロナ影響のコストアップ、それから公立病院の診療の役割、そういったことを評価されて約30%アップということになりました。これで大体1床当たり150万円ぐらいだったのが200万円ぐらいになりました。それで当初計画の128床までは削減してませんが、133床であっても効果額は計算すると6,042万円ということで、スタートは1年繰り下がっておりますけれども、ほぼ同じ規模の額を確保しているということになります。

国の特別交付税の措置は今後も継続すると思っておりますけれども、コロナ影響によるこの30%アップ、そういった増の部分がこれからどうなるかということは分かりませんが、そういったときに単価の見直しというのは当然これから行われることにはなるかと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 中館経営管理部長。

○経営管理部長（中館佳嗣君） 私から、医師等の修学資金、今後の投資計画及び病院建て替えの考え方についてお答えいたします。

まず医師の具体的な着任の見通しについてですけれども、現状2名の方、貸付けをしているということで、1名は今年度新規の方です。もう一名は今回5年目の方ということで、基本的に医学部が6年、それから初期臨床研修が2年ということで、医師の養成に8年はかかるということになりますので、少なくとも、あと3年間必要になるということになると思っております。

また、近年は専門医を目指して、いわゆる後期研修という形でさらに3年以上の研修を経て来るという方も非常に多くなりましたので、もしそういった道に進むということであれば、さらに3年というようなことも考えられます。この後期の専門研修のプログラムの中では、本年、私どもの市立病院でも地域総合診療専門研修という、こういった認定を受けたところでして、

そういった研修を受ける受皿としても、今後、市立病院としても目指してまいりたいと考えております。

次に、看護師の奨学資金の関係ですけれども、これは毎年新規で2名程度を目指しています。新年度の予算では継続も含めて3名の予算措置。これまでの実績としては、4年度の見込みで、合わせてですけれども2名、3年度は3名、2年度も3名というような状況になっております。奨学資金の貸付け数では予定どおりの数には達してはいないんですけれども、看護師全体の採用に当たりましては、新規学卒者に限らず例えば年度替わりの時期等にも、転入者向けのタイミングの時期を逸しないように随時募集や働きかけを行っているところでして、この新卒者の採用につきましても、今後、組織の活性化ですとか、人員構造の最適化に向けて継続的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、投資計画についてです。

計画では、令和5年度以降に医事・健診システム、それから検査機器システムの更新を予定していたところですが、今年度の電子カルテ導入に合わせて一体的に整備したということで、その総額では全て含めると約6億円というような状況になっております。

また、5年度の主な医療機器としては、エックス線の撮影装置ですとか、免疫検査装置、透析監視装置等々で全体を合わせますと5,000万円程度というような計画をしております。今後におきましても、こうしたエックス線装置等の更新を進めてまいりたいと考えておりますし、また、今後の医療機器の更新などに当たりましても、名寄市立病院との共同購入ですとか、連携推進法人として、合わせて交渉力を上げるために連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、病院の建て替えの考え方についてですけれども、お話にありましたとおり、昭和62年の建築ということで、現在の病院は建築後36年が経過しております。そういう意味では、設備の更新等が必要となってきているというのが現状です。

5年度におきましても、設備の修繕等で外来の冷房設備、それから中央監視装置ですとか、病棟への医療ガスの設備等についても増設をしていくというような計画をしているところです。今後、給排水の配管ですとか蒸気ボイラー、こういったものの更新も検討が必要となると考えておまして、今後、大規模な改修、もしくは建て替えの検討に当たっては、新年度の予算において病院設備の現況調査を実施していくという考えであります。その際には、その改修した場合のコストですとか、実際にどういった工法を用いるのかということ。それによっては例えば病棟を休止しなきゃならないというような、医業収益への影響も考慮しなければなりませんので、そういった意味では、将来的な建て替えも視野に入れた総合的な検討を進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 少し確認させていただきたいと思います。

その前に、令和4年の決算の見込み等と詳しい説明ありがとうございます。そこで最後の建て替えに話の中、病院設備に関する現況調査をまず行うという話があったかと思うんですけれども、いきなりこういう話をすると当然結論も出ないと思うんですけれどもその中で現況調査していくというところだと思っておりますが、これもちょっと考え方が違うのかもしれないですけれども、病院経営強化プランの中には、これはうたっていけないのかどうなのかというか、それももし入るのであれば、そういうのも含めて計画を見る場合に視野に入れているんだよということも、ちょっと素人目では感じたんですけれども、その点を含めて、そういう視野に入れているんだという方向の中で、その強化プランには入ってこないのでしょうか。ちょっと細かい点ですけれども、ちょっと確認したいと思います。

○議長（井上久嗣君） 三好副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 当然、結論をどういうふうにしていくのか分かりませんが、長い年数たつて、恐らく全国的にもちょうどうちと同じ、うちが62年、名寄が64年。そして、全国的にその頃一斉に何か建て替えが行われていますので、これから本市のほうでも調査が入って行って、恐らく10年後とか見据えた中での計画をつくっていくというような状況なんですけれども、これ当然、私たちも現況調査の部分をうたって、それはいつ建て替えるとかじゃなくて、その現況調査の結果を踏まえて、例えば一番効率的なものを検討してかなきゃならないものですから、場合によってはもう完全にこれ分かりませんが、移転改築が完全にいいのか、配管だけ直せばいいのかと。当然そういうときになると、病床の規模とかもまた見直すことになりますので、それは当然、議会とか市民の方の意見を聞きながらやっていくことになりますので。深くは書けませんけれども将来をにらんで、にらんでと言ったらおかしいですけれども、その現況調査を踏まえ、やっていくというようなことは、やはりうたっていくべきなのかなと考えています。

○議長（井上久嗣君） 以上で、谷議員の質疑を終了いたします。

10番 喜多武彦議員。

○10番（喜多武彦君） 令和5年第1回定例会に当たり、通告に従い大綱質疑をいたします。

魅力ある学校と地域についてということで、本市教育行政において特に社会教育の分野においては、道教委においても高く評価をいただいていることは議場においても度々お話をさせていただいております。一方で、学校教育に対する評価というのは、与えられた環境を粛々と進めているにもかかわらず、結果や評価が見えづらく、特色ある教育行政、学校教育分野を示すべきではないのかなと考えております。定例会初日に、教育行政の基本的な執行方針が示されました。その中から、学校教育の分野において質問をいたします。

コミュニティ・スクールの導入に当たっては、三位一体、家庭、学校、地域が一体となり進められました。導入前、教育局での研修会では、全校の管理職、PTA、地域サポート企業からの参加があり、各関係方面から評価をいただいたことは記憶に強くインプットされております。

さて、教育行政執行の中で、学校運営協議会によるコミュニティ・スクール活動を中心とした地域との連携など、様々な視点や立場からの理解と協力も得ながら、よりよい学校づくりに努めますとありましたが、導入当初の目的と相違はないと思いますが、具体的な成果や今後の具体策をお知らせください。

また、スポーツ庁と文化庁の連携により、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されたことも、今回の定例会において、議員からの意見も多々あり深堀りはいたしません、学校運営協議会においても認識を高め、理解、意見をいただくことプラス、現在指導されている指導者の意見もしっかりと聞き、対応を取る必要があると思います。拙速に流れに乗り、地域への移行を前提とすることではなく、それぞれの立場を尊重しながら士別らしい形をつくり上げていくことを切に願います。

市長の掲げる、魅力ある高校の創出、高校魅力化支援事業においては、拡大事業として、部活動、探究学習などの支援が掲げられています。現場教職員の期待度は大きなものがあり、特色ある学校運営、経営は喫緊の課題であり、地域経済を考える上でも重要であると考えます。しかしながら、深堀りするならば、やはり小学校、中学校の活性化、特色ある運営であり経営を考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、朝日地区の学校の今後について伺います。

我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、第2次ベビーブームが40代後半になる中、2022年の出生数は77万2,000人。外国人と海外で生まれた子供を含む出生数でも79万7,000人と先日メディアで取り上げられ過去最少。合計特殊出生率も2020年は1.30と、本市の子供も減少しており、合併した2005年のゼロ歳から14歳の人数は2,890人でありましたが、2020年は1,646人となり、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、2035年には879人になると推計されています。少子化に伴い、学校数も減少しており、道教委の学校基本調査によると、本道の小学校は1960年の2,343校をピークに、2005年は1,407校、今年度は966校となっています。本市でも近年、2018年に中士別小学校、2019年に西小学校、2020年に多寄中学校を閉校しましたが、児童・生徒は集団の中での教育活動で人間関係を学び、切磋琢磨しています。朝日地区についても、近年は児童・生徒数が減少しており、今年度、糸魚小学校は28人、朝日中学校は15人が通学しています。そこで、今後、朝日地区の児童・生徒数はどのように推移するのかを、まずお知らせください。

現在、朝日中学校は複式ですが、複式学級には少人数できめ細かな指導ができるというメリットがあります。しかし、特に中学校では教職員が少ないことから、専門的な指導ができなくなるというデメリットも大きく、多寄中学校は将来の生徒数を踏まえ、複式になる前に閉校されたところであると認識をしております。

さらに、朝日中学校の校舎は昭和50年から51年にかけて建設され、48年ほど経過しています。老朽化が進んでいるため、耐震等を含め、改修の必要があるのではないのでしょうか。

現在、中学校の生徒は、体育の時間等には糸魚小学校の体育館に移動するなど、校舎をどう

するのかということをお緊の課題として考える必要があると思います。朝日中学校の校舎の使用について、これまでどう検討されたのか、あわせて、今後の展望はあるのか、学校運営協議会や地域においての声はあるのかをお聞かせください。

近年、小・中学校の9年間を見通し、それぞれの教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育を進める小・中一貫教育を取り入れる地域が増えてきました。また、2016年の学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が制度化されました。特に、義務教育学校は、子供たちの実態や理解の程度、9年間の指導内容の系統性を考えて、指導する学年や指導時数を柔軟に考えることを可能とする特例が認められているほか、中1ギャップの解消、異学年交流の活発化、専門性の高い授業の実施などのメリットがあると思います。令和4年4月当初、道内では19校が設立されました。上川管内では比布町に比布中央学校が、富良野市には樹海学校が設立され、地域性を生かした教育が展開されています。

朝日地区の学校の在り方については、中学校の校舎の件もあり、早急な対応が必要と考えます。朝日地区の学校の今後について、教育行政執行方針では義務教育学校を前提に検討を進めるとあります。義務教育学校の考え方を含め、どのような検討がされているかお知らせください。

また、児童・生徒の減少は、上士別、多寄、温根別などの地区だけではなく、市街地の学校学級数維持という観点においても大きな課題となります。市全体の学校の適正配置について、何らかの検討をされているのか。また、今後の展望はあるのかを伺い、質問を終わります。

○議長（井上久嗣君） 武山社会教育課長。

○社会教育課長（武山鉄也君） 私から、学校運営協議会の活動の現状について答弁させていただきます。

学校運営協議会の導入当初の目的との相違についてはないかどうかという御質問でございます。学校運営協議会については、規則において、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や学校運営の支援協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むものとされております。この目的については導入時より変更はございません。

本市においては、全市立学校に9つの協議会を設置しております。それぞれ年4回の会議を基本として実施されているところです。

続いて、具体的な成果と今後の具体策についてでございます。

成果については、学校運営の課題に地域が協力していただいております。具体的には運動会の駐車場開放など、企業の方にも御協力をいただいているところです。学校と地域の連携による地域の子供を育てる環境づくりとしては、自治会と連携した登下校時の見守りや、コロナ禍、今回ございましたがそのマスク作りなど、そのような地域との連携の取組もされているところです。これら地域コーディネーターが学校と地域のつなぎ役として活動することで、市民や団体との円滑な連携のほか、それまでそれらの事務を教職員が担っておりましたが、その部分の

負担軽減にもつながっているものと考えているところです。

これらコミュニティ・スクールの活動と地域に関わる文化村の活動、併せて評価されまして、令和3年2月には、本市の地域学校協働活動が文部科学大臣表彰を受けたところです。

今後の具体策におきましては、学校運営協議会委員と学校を対象としたアンケートを5年度に行う中で、成果や課題などをいま一度共有した上で、協議会の中で見直しの部分が必要かどうか、そういう内容については議論を行っていく考えです。

また、さらなる地域連携の促進のためには、まずは制度の理解が必要です。広報活動など、これからもできることについては順次実施していく考えです。

また、学校運営協議会での部活動に関わる地域移行についての課題について、指導者などから意見を伺う場とならないかという部分でございます。現在も一部の部活動については、拠点校方式に継続しているとおり、部活動の地域移行への検討は、学校区ごとの学校運営協議会だけの議論では困難であると考えているところです。そのため、指導者や団体などの意見聴取、さらには地域移行の認識を高めるための研修等については、さきに石川議員に答弁させていただいたとおり、協議会設立の準備委員会を早急に組織し、5年度から本格的に設置する協議会において行う計画です。

学校運営協議会においては、事務局である学校、またはオブザーブ参加している教育委員会職員がごございますので、必要に応じてこれら部活動の協議についての進捗情報について情報提供を行うとともに、年に一度は市教委主催で学校運営協議会の研修会を開催しておりますので、そのような機会を通じて周知に努める考えです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 私からは、朝日地域の校舎の今後、また義務教育学校の考え方についてお答えいたします。

初めに、朝日地区の児童・生徒数の推移についてお尋ねがありました。この後、転入転出などを考えないとした想定になりますが、令和11年度には糸魚小学校が14人、朝日中学校が7人になる見込みです。本年以降少しずつ減少していく状況であります。

次に、朝日中学校の校舎についての検討です。先ほどもお話ありましたが、昭和56年以前に建てられた建物につきましては旧耐震基準で建設をされておりますので、耐震の診断を行っております。その結果、道道側から奥になりますが、2階建ての2線校舎、ここの部分を除き耐震性がないということが確認をされております。現在の校舎につきましては、建設当時、生徒が200人以上在籍をしておりました。現在の生徒数に合わせて、まずはコンパクトに改築をすることを検討したところですが、平成29年に校舎の耐力度調査を実施いたしました。この結果が翌年出たんですが、これによりますと耐力度があるというような結果でございました。国庫補助を使いまして危険改築という形で校舎整備を行うには、この耐力度がないことが条件になりますので、国庫補助なしでの改築ということは本市の財政的にも困難であるということから

耐震補強などの実施を検討することとなりました。

補強の方法などを検討する中で、令和2年10月から、朝日中学校、糸魚小学校両校のPTA役員と中学校の在り方の協議を開始したところです。協議に当たりましては、将来的な生徒数の見込みとそれに伴い配置される教員の予定数について説明をさせていただくとともに、中学校の統合、また義務教育学校への移行、これらも含め意見交換をしてきたところです。

PTA役員のほうからは、地理的な条件もあって統合は難しいという御意見。また、地域には中学校が必要であるというような御意見をいただきまして、義務教育学校について、さらに詳しく知りたいということで引き続き検討を重ねてまいりました。PTA役員の段階では、義務教育学校への移行を希望するという御意見がまとまりましたので、4年1月には朝日中学校と糸魚小学校両校の保護者全体を対象とした検討会という形で開催をいたしました。会議に参加できなかった方にも資料をお送りしまして、意見等もいただくようお願いをしたんですが、義務教育学校への移行ということに反対する御意見というものはいただきませんでした。4年5月には、朝日地区の学校運営協議会にも中学校と小学校の現状について説明をさせていただき、義務教育学校への移行という方向性についても御理解をいただいたところです。

義務教育学校の校舎としては、先ほど申し上げました耐震性がある2線校舎を改修することを検討しておりまして、糸魚小学校の校舎と一体的に使用することを検討しているところです。耐震性のない1線校舎などは使用しないということでございます。朝日中学校の改修につきましては、総合計画に沿って国の補助金を活用しつつ、より機能的な校舎となりますよう、今後の在り方を検討してまいります。

次に、義務教育学校への考え方でございます。先ほども議員のほうからお話ありました義務教育学校についてですが、義務教育学校に移行するとなった場合、糸魚小学校、朝日中学校は閉校という形になりまして、新たに9年間を一体的に学ぶ学校が開校されることとなります。そのため、校名、校章や校歌なども新しくなるということになります。また、その場合、校長先生が学校一つになりますので、校長は1人だけになります。また、先ほどもお話ありましたが、小学校については今6年間、中学校は3年間という枠組みではありますが、これが義務教育学校前期課程がいわゆる小学校、後期課程は中学校に当たります。この年数ですが、例えば前期課程が5年間、後期課程が4年間など弾力的に変更ができるということでございます。

また、配置される教員につきましては、基本的に小学校、中学校両方の免許を保有していることが前提になるんですが、専門免許を保有している教員が教科担任することが可能になるということです。これが、中学校単独の場合であれば、やはり専門免許を持っていない教員が免外指導という形で指導しなければならないということがございます。

義務教育学校の開校状況についても先ほどお話がございました。今後も各地で開校する予定がありまして、6年度には、名寄市の智恵文も開校予定ということになっております。

義務教育学校への移行に向けては、学校、保護者を含め準備委員会などの体制、これらも整備する必要があります。既に開校している義務教育学校からも情報をいただくなど、移行の準

備を進めてまいりたいと考えています。

最後に、適正配置計画の検討についてです。現在の小・中学校適正配置計画は、平成23年3月に策定し、28年3月に改定したものでございます。計画期間については、令和6年度までとなっておりますので、5年度から準備に入りまして、6年度には見直しをする予定でございます。先ほど、ほかの地域のこともございました。4年8月、9月には、上士別小学校と中学校のPTA役員会におきまして、今後の学校の在り方について児童・生徒数、教員体制の見込みと合わせて情報共有をしています。

児童・生徒数の減少のペースというのが、当初の計画よりも早まっている感触もあります。学校施設の長寿命化などもありますので、併せて総合的に検討していかなければならないと考えています。

学校につきましては、地域のシンボルでありますし、地域コミュニティの拠点というところもあります。学校と地域一体となって教育活動が展開されているなど、学校の存在は地域住民にとって心のよりどころとも言えるものがありますので、より慎重な協議、また地域住民の理解もいただきながら計画を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 喜多議員。

○10番（喜多武彦君） 丁寧な回答いただきました。義務教育学校への考え方ということで、伺いました。

令和4年度の教育行政執行方針では、義務教育学校への移行を軸にから、この5年度には、教育行政執行方針では義務教育学校を前提にという表現に変わったことによって、恐らくシフトを切るのではないかなと私も考えておりましたけれども、その時期は残念ながら、今、明示はされてませんけれども準備期間に入るということで間違いないということですよ。

あわせて、ちょっと申し上げたいのは、実は比布中央学校には何度か私も足を運んで確認したんですけども、現状の管理職、前管理職、それから教育長、それからアドバイザー含めて、皆さん士別を経験されている方が行っております。その状況を踏まえて、では士別ではというお話をしたときにやりやすい地区ではあるのではないですか。それは人数のことだと思うんですよ。比布中央学校については100人規模になっていますけれども、基本、義務教育学校の前提でいくと、できれば複式でなく少人数であることよってのメリットは計り知れないものがあるというお話を聞いております。加えて、去年、異動された管理職でも比布を経験された管理職がいらっしゃいますよね。含めて、なるべく早く意見を聞きながら進めていっていただきたいということが一つ。それから、人数が少なくなれば拙速に統廃合の話が出てくるのは、これは当たり前のように出てくるんですけども、そうじゃなくて子供たちをどうやって維持するのか、確保するのかということも改めて考える必要があるということ。

それから、特認校制度を用いているわけですから、ここは朝日、今、中学校は複式になっていますけれども、拡大して、朝日中学校も特認校の枠として扱うのであれば、市内、区域、あ

るいは市外から来ることも考えられると思うんですよ。そのための地域の特色をどうやってつくるかということも課題としてあると私は思うんですけども、その辺の考え方があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（井上久嗣君） 須藤課長。

○学校教育課長（須藤友章君） 再質問にお答えいたします。

先ほど比布中央義務教育学校の管理職、皆さん士別経験の方ということで、そこについても我々も存じ上げておまして、一度、教育長と私も学校にお邪魔したことがございます。議員からの御提言、なるべく早くにということでも心にとめて対応してまいりたいと思います。

もう一つの御質問、特認校のこともございました。特認校制度につきましては、区域外通学とは別に市内のどこからでも指定された学校、住所がある地区の学校ということになるんですが、ではないところに通える制度になります。現在、特認校として指定している学校が小学校につきましては、上士別小学校、糸魚小学校、中学校は、同じく上士別中学校、朝日中学校と4校を指定しております。これは、以前は小学校1校、中学校1校ということだったんですが、やはり少人数の教育を希望されるという方が、小学校の期間が終わったらまた大規模の中学校に通わなければならないというのは、やはりちょっと制度として、なかなかちょっと片手落ちだったところがあるのかなという反省から、希望される方がいらっしゃれば、上士別地区で9年間、朝日地区で9年間というような形ができるようにちょっと変更もしてきたところで、ですので、もしそちらの特認校制度を希望される方がいらっしゃれば、そのような形で、また児童・生徒数増えていくということも可能性としてはあるのかなとは考えております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） 私から、今、再質問にありました子供たちの確保ということで、特認校の部分については、今、須藤課長から申し上げたとおりでございますが、その特認校の中で地域特色の課題というようなお話がございました。特認校の制度としては今の説明のとおりなんですが、この地域特色、今、子供がこの上士別地区、朝日地区に通えるようになる。逆を返せば市内の学校、ほかの学校でというところがやはり行きづらいという部分も一点あるかと思います。そういう部分でいけば、上士別地区、朝日地区においても少人数で手の行き届く教育ができるということが大きなメリットかなと思いますし、またさらに加えていけば、まちなかよりも市外地区のほうが自然豊かで、そういった心の部分でも醸成ができるんじゃないかなといったメリットもございますので、そういった部分を今回特認校の部分でもメリットとしてお話をさせてきていただいているところです。そういった部分も、今後も全体の中でPRしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 私からも若干補足をさせていただきたいと思っております。

まず、義務教育学校への準備に入ることについてはお話のとおり、なるべく早めにと私どもも思っていますし、お話のとおり、現在の比布の教育長も、以前、それこそ上士別で教頭されていた方だったり、現在の校長も士別市内で校長をされていた。今はほかのまちの幼稚園の教員やっていますけれども、その方も士別で校長を務められた方ですし、一方で、現在士別の市内の中学校に来られている校長が以前に比布の中学校の校長を務めていた。あるいは、樹海学校のほうで義務教育学校の準備に入っていた、当時教頭として入っていた方が、現在、本市の校長でありますし、それ以外にも実は義務教育学校に関わってきた、そういう経験のある管理職多くいます。あるいは一般教員の中でも、その辺りを知っている教員もいますので、そういった方たちのいろんな経験も踏まえて対応していきたいと思っています。

それから、特認校の部分については、今、課長それから部長からもありましたけれども、ちょっと言葉の言い方の部分になるかもしれませんが、子供たちの中ではどうしてもコミュニケーションの取り方というところに本人も悩みを抱えているという子供たちもいます。これは大人でも実はいる話ですけれども、そんな中で、例えば東高校はそのように、東高校は本当にコミュニケーションを取るのが難しいと言われていた生徒が、3年間徐々に小規模な学校の中で経験を積んで、最終、卒業のときにはコミュニケーションを取れるようになったと。これはもう実際生徒たちが総合的な探究の時間でも発表している内容ですので、私たちが見ての話だけではなく、そういう声もあります。したがって、なかなか大人数のところは苦手だとはっきりおっしゃるお子さん、そしてその保護者もいらっしゃいますから、そういった場合のことも含めて、一つの選択肢にはなろうかなと思っています。

あと糸魚小、それから朝中でのPTAの皆さんとお話のときに、特にそのときの役員の方たちが士別市以外から新規就農で入られた方たちが数名いらっしゃいました。その方たちの声が今でも私すごく頭に焼きついているんですけども、この地域に学校がないという状況は、やはり次自分たちの経験を踏まえて、ここがいいところだと、朝日がいい。ここにまた次に入ってきて、一緒に農業をやらないかという声かけをするにしても、学校がないところになかなかそれを声かけられないんだと。自分たちは今、この学校に子供たち通わせられて本当に豊かな環境の中で学ばせることができているし、今、様々な手法をもって、都会に引けを取らないような環境は維持できているからということでありましたので。そういう意味での新規就農の方たちが入ってくることも、できる場所は行政全体での動き、あるいは地域の皆さんのお力もいただいていくことになるかもしれませんが、決して減るばかりのことでなくて、また、そういった可能性も含めて考えていくその受皿として環境は整えておくという考え方に立って、今後、教育行政についても進めていきたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（井上久嗣君） 以上で、喜多議員の質疑を終了いたします。

これにて、大綱質疑を終わります。

---

○議長（井上久嗣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第20号までの18案件については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにいたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第20号までの18案件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（井上久嗣君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明10日から16日までの7日間は休会といたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上久嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、明10日から16日までの7日間は休会と決定いたしました。

なお、17日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時51分散会）